

金属くず商・金属くず行商の皆様へ

金属くず売買等をするときは必ず相手の確認を!

(和歌山県金属くず業条例で「確認行為」は義務づけられています。)



① 確認義務 (和歌山県金属くず業条例第11条第1項)

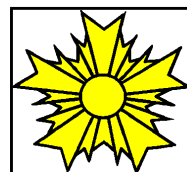
金属くずの売買等をするときは、
運転免許証、国民健康保険被保険者証等
の提示を求める等の方法により、
相手方の住所、氏名、職業、年齢
を確認することが義務づけられています。

② 申告義務 (和歌山県金属くず業条例第11条第2項)

不正品の疑いがあるときは、直ちにその旨を
警察官に申告
することが義務づけられています。

③ 帳簿等の作成義務 (和歌山県金属くず業条例第12条第1項、同条第2項)

金属くずの売買等をしたときは、帳簿等へ
取引年月日・金属くずの品目・数量・特徴
相手方の住所・氏名・職業・年齢
確認の方法
について記載し、
3年間営業所へ保存
することが義務づけられています。



【罰則】 (和歌山県金属くず業条例第29条第1号)

違反した場合は3万円以下の罰金に処罰されます!